

令和 7 年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 事業趣旨

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響、デジタル技術の進展と社会のDX化、ゼロカーボンに向けた取組み等、観光を取り巻く環境の大きな変化とともに旅行者の価値観や需要も大きく変化している。これらの変化を踏まえ、松本市では令和 6 年 3 月に「松本市観光ビジョン」を策定したところである。

本事業は、当該ビジョンでキーワードとする「冬季の観光誘客による観光需要の平準化」、「消費額増加」の 2 つの観点を特に意識し、人口が集中する大都市を中心とした国内へ観光情報等の発信を図るもの。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

令和 7 年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務委託仕様書（案）」のとおりに

4 業務委託料上限額

17,880,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 企画提案を求める内容

(1) 事業方針

ア 松本市及び国内における観光動向や旅行ニーズを分析したうえで、事業全体の方針や取組みの考え方を明らかにし、プロモーションの提案を行うこと。特に、冬季の誘客促進、滞在期間の延長及び消費額増加の観点を意識すること。

(2) プロモーション事業の企画運営

ア ターゲットに適した効果的な広告媒体を選定し、その選定理由とともに具体的に訴求する内容や実施期間について明らかにすること。YouTube 広告を実施し広告金額が一定金額を超える場合には、ブランドリフト調査（無料）の実施を必須とする。

イ 本事業の主なターゲットは、20～40 代の男女（新規及びリピーター）を想定し

ている。

ウ 上記アのメインターゲット以外に本事業の目的を達成できると思われるターゲットやターゲットの細分化（同行者や旅行形態等）が必要な場合、それらに対しても有効と考えられる時期及び内容のプロモーションを提案すること。

エ プロモーションのメインテーマや実施期間、実施内容等の概要を示すこと。なお冬山・温泉・二次交通は必須コンテンツとし、具体的な広告デザインを示すこと。

オ ランディングページを作成する場合は、想定される掲載内容を具体的に示した上で、サイトのレイアウトやデザイン案を示すこと。

カ インフルエンサー等を活用したプロモーションを提案する場合は、想定するインフルエンサー等のフォロワー数や配信内容等の影響力を明らかにすること。なお、活用の際し、招請をする場合には、行程案やスケジュール、情報発信内容及び回数について示すこと。

(3) 効果検証

下記の数値について目標設定を行い、その数字を示すこと。

- ・ 広告表示回数（インプレッション数）
- ・ 広告接触者数（リーチ数）
- ・ 広告反応数（クリック数）
- ・ その他設定できる目標数値

(4) 実施体制及び遂行能力等

ア 当該業務に活かすことができる過去の類似業務の実績を示すこと。

イ 本事業を効果的にかつ確実に実施するためのスケジュール及び執行体制を示すこと。

(5) その他

ア 専門用語には、専門知識の無い者にも分かるよう簡単な説明を付記するなど、平易な言葉で書き表すこと。

イ なお、実施期間については、プレゼンテーション審査後、契約締結まで30日程度の時間を要することに留意し設定すること。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
 - (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
 - (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和7年4月10日（木）
イ 質問書の提出期限	令和7年4月16日（水）正午まで
ウ 質問書に対する回答	令和7年4月18日（金）※
エ 参加申込書提出期限	令和7年4月23日（水）正午まで
オ 参加資格審査及び結果通知	令和7年4月24日（木）※
カ 企画提案書提出期限	令和7年5月19日（月）正午まで
キ 書面審査	令和7年5月20日（火）頃
ク プレゼンテーション審査	令和7年6月 3日（火）※

※ 予定が前後する場合もある。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和6年度の松本市入札参加資格（令和6年6月1日～令和7年5月31日）を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

- ア 参加表明書（様式4）
- イ 誓約書（様式5）
- ウ 会社概要
- エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
- オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※未納の税額がないことがわかる証明書
- カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※ 松本市内に事業所を有する場合、未税の税額がないことがわかる証明書
- キ 財務諸表（提出日から直近のもの）
- ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※ 印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提

出すること。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間内に電子メールで送信するものとする。

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

メールのタイトルは「(団体名) 令和年7度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務質問書」とする。

(4) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

なお、「エ見積書」の内訳書及び「オ業務実施スケジュール」については企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書（様式1）

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページ数を付記）

ウ 提案見積書（様式2）

エ 上記ウの内訳書（様式任意）

オ 業務実施スケジュール（様式任意）

カ 業務協力予定書（様式3）

※ 共同提案を予定している場合のみ

(5) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。

カ 審査の公正を期するため、社名無しの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示を付さないこと。

キ 企画提案書内に、8(1)評価項目がどのページに該当するかを記載すること。

(5) その他の留意事項

8 選定方法

「令和7年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提

案者（契約候補者）を選定する。

(1) 評価項目及び内容

ア 技術評価（９００点満点）

イ 価格評価（１００点満点）

評価項目		評価内容	評価点
1	事業の方針 (計１００点)	本事業の趣旨を理解し、松本市における観光動向や旅行ニーズ、課題等を分析したうえで、事業の全体方針を提案しているか。	１００
2	プロモーションの 企画運営 (計６２５点)	メインターゲットが指示したものに従っており、ターゲットに適した効果的な広告媒体を選定し、その理由や内容を明記しているか。	１５０
		冬山・温泉を活用した市内周遊プロモーションの具体的な内容を提案し、冬季魅力発信ができる内容となっているか。	１５０
		市内の二次交通の利用促進を図る具体的かつ現実的な内容を提案しているか。	７５
		デジタル広告媒体に掲載するクリエイティブのデザインを提案しているか。	１００
		旅行者の市内消費額増加に資する内容を提案しているか。	１５０
3	効果測定 (計１２５点)	インプレッション数やリーチ数など、具体的な目標値を設定し、測定方法や測定時期を示しているか。	１２５
4	業務遂行能力 (計５０点)	過去に同様の業務に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。また、事業を効果的に実施するため、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制やスケジュールとなっているか。	５０
技術評価 合計			９００
評価内容			評価点
(最低提案見積額／当該提案見積額) × １００点			１００

(2) 参加資格の確認

ア 「６ 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確認後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

(3) 書面審査

ア 提案者が４者以上の場合、書面審査を実施する場合がある。なお、書面審査は、提出書類に基づき、「８(1)評価項目及び内容」に従い評価を行う。

イ 書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(4) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約35分（提案説明20分、質疑応答15分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。

エ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。

オ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

キ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

ク 審査は松本市内での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

(5) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

10 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知

を受けた日の翌日から起算して１０日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

１１ 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して３日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

１２ 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

１３ その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第７条２号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等、国内外の情勢により、業務の一部停止を行う場合が生じるので留意すること。

１４ 問合せ先

担 当 松本市文化観光部観光ブランド課 館
住 所 〒３９０－０８７４ 松本市大手３－８－１３松本市役所大手事務所５階
TEL ０２６３－３４－８３０７
FAX ０２６３－３４－３０４９
メール kankou@city.matsumoto.lg.jp